

施設園芸燃料価格高騰支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 世界情勢を背景に燃料価格が高騰・高止まりする中、施設園芸栽培では経営費に占める燃料費割合が高いことから、農業者の経営への影響が危惧される。そこで、農業者の経営安定はもとより、施設園芸産地の維持・発展を図るため、燃料（A重油、灯油、LPガス）を使用し、省エネ技術に取り組む農業者に対して、高騰する燃料購入費の緊急的な支援を行い、省エネで持続可能な産地育成を推進する。

(支援金の支援対象者等)

第2条 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。
 - (2) 徳島県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者又は徳島県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であって、園芸用施設において、野菜類、果樹類又は花き類等を生産し、それらを販売している者で構成されていること。
 - (3) 国の令和5事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット制度」という。）」へ加入し、燃料価格高騰に対応した積立コースを選択していること。
 - (4) 燃料使用量を15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を実践すること。
- 2 支援対象の燃料は、県内の園芸用施設の加温に供するため、令和5年12月から令和6年3月まで（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、灯油及びLPガスとする。

(支援金)

第3条 支援金の交付は、対象期間の各月ごとに、当該月の燃料平均価格（セーフティネット制度における当該月の全国平均価格）が、基準価格（セーフティネット制度における発動基準価格）を超えた場合に、予算の範囲内で行うものとする。

- 2 施設園芸用燃料の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。

(A重油及び灯油)

支援金単価（円/リットル）（小数点第2位切捨）＝

（当該月の燃料平均価格（円/リットル）－基準価格（円/リットル））×1/2×1/3

(LPガス)

支援金単価（円/キログラム）（小数点第2位切捨）＝

（当該月の燃料平均価格（円/キログラム）－基準価格（円/キログラム））×1/2×1/3

3 各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、燃料ごとに算出された額を限度とする。

当該月支援金交付額（円）（円未満切捨）＝支援金単価×支援対象となる燃料数量

（支援金の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、施設園芸燃料価格高騰支援事業支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（支援金の交付）

第5条 前条の規定により申請がなされたものについて内容を審査し、適当であると認められるものについて交付を決定し、支援金を交付する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

徳島県知事 殿

住所
氏名

施設園芸燃料価格高騰支援事業支援金交付申請書

施設園芸燃料価格高騰支援事業支援金について、関係書類を添えて申請します。

1 施設園芸用燃料購入実績及び支援金額

	支援金単価	購入実績	支援金額(円)
A重油	12月： 円/L	12月： L	
	1月： 円/L	1月： L	
	2月： 円/L	2月： L	
	3月： 円/L	3月： L	
灯油	12月： 円/L	12月： L	
	1月： 円/L	1月： L	
	2月： 円/L	2月： L	
	3月： 円/L	3月： L	
LP ガス	12月： 円/kg	12月： kg	
	1月： 円/kg	1月： kg	
	2月： 円/kg	2月： kg	
	3月： 円/kg	3月： kg	
合 計			

(※) LPガスの単位がm³の場合は、次の換算式に基づき算出し、小数点第1位を四捨五入すること。
購入数量 (kg) = 購入数量 (m³) × 2.183

2 支援金の振込口座

金融機関・支店名 (フリガナ)
預金種別
口座番号
預金の名義 (フリガナ)

3 その他関係資料

・その他知事が必要と認める書類